

個人情報を掲載した予定票の誤交付について

このたび、当センター総合受付において、個人情報が記載された予定票を誤交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 予定票に掲載されていた個人情報

患者 A の氏名、カルテ番号、予約日時、診療科・担当医師の氏名

2 経緯

・令和5年8月9日（水）

患者Aからファイルを受け取った会計事務担当Y（委託事業者）が患者Aの会計手続きを行っていたところ、同時に同じ窓口で会計事務担当Z（委託事業者）が会計事務を行っていた患者Bのファイルに患者Aの予定票を誤って混入した。

会計事務担当Xが、書類の内容（氏名等）の確認を怠り、患者Bに患者Aの予定票を交付した。（患者Bの予定票の発行はなし）

患者Bから、交付された書類に他人の予定票が混入している旨の連絡が電話であり、漏えい事案が判明する。

センター事務局職員が、患者Bの自宅に訪問し、経緯を説明、謝罪し、患者Aの予定票を回収した。

・令和5年8月10日（木）11：00

センター事務職員が患者Aを訪問し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 原因

会計事務担当Zが、患者Bのファイルに患者Aの予定票を誤って混入させたことに加え、会計事務担当Xが、患者Bに渡す書類の内容（氏名等）の確認を怠り交付したため。

4 再発防止策

個人情報の取り扱いに関する注意事項等を委託業者及び職員に通知し、会計時における本人確認を徹底する。